

多国籍企業の法律問題

—実務国際私法・国際経済法—

B. グロスフェルト

山内惟介訳



中央大学出版部

多国籍企業の法律問題

——実務国際私法・国際経済法——

B. グロスフェルト

山内 惟介 訳

中央大学出版部

Praxis des Internationalen Privat- und Wirtschaftsrechts
Rechtsprobleme multinationaler Unternehmen

von

Bernhard Grossfeld

Copyright © 1975 by Westdeutscher Verlag GmbH

Japanese translation rights arranged with

Westdeutscher Verlag GmbH, Wiesbaden

through ORION PRESS International

Literary Agency, Tokyo

はしがき

わくに訳出されたのは、Grossfeld, Bernhard, Praxis des Internationalen Privat- und Wirtschaftsrechts—Rechtsprobleme multinationaler Unternehmen, 1975, 256S. (rororo studium, Rowohlt Taschenbuch Verlag GmbH, Reinbek bei Hamburg)である。それが、日本語版については、本書の具体的内容をより明確に提示するために、原著者の諒解をえて、かえって副題が前面に掲げられたものである。

原著者、ベルンハルト・グロスフェルト教授は原著末尾(二三四頁)の記述によれば、一九三三年、西ドイツ・ハントハイムの生れ、フライブルク、ハンブルクおよびミュンスタールの各大学で法律学履習。一九五七年に第一次、一九六二年に第二次司法国家試験合格。一九六〇年、ミュンスタール大学において学位取得。一九六三年、エール大学において修士号取得。一九六六年、チュービンゲン大学において民法、商法・経済法および比較法・国際私法の各部門についての大学教授資格取得。一九六六年から一九七三年までゲッティンゲン大学法学部正教授。一九六九年、一九七一年および一九七二年にはミシガン大学客員教授。一九七三年以降ミュンスタール大学正教授、および、同大学における外国および国際私法・経済法研究所の所長。同時に税理士(Steuerberater)資格保持。

数多い著作(前掲二三四頁参照)のうち、とりわけ、Aktiengesellschaft, Unternehmenskonzentration und Kleinaktionär, 1968は、チュービンゲン大学に提出された大学教授資格取得論文であり、また、いわゆる「ベース・カンパニー」に関するBasisgesellschaften im Internationalen Steuerrecht, 1974は、直接、本書にとつての母胎的な研究でもある。さらに、本書以後のものとしては、Bilanzrecht—Ein Lehrbuch, 1978およびInternationales Gesellschaftsrecht, 1981 (Staudingers Kommentar zum BGB)がある。同教授におけるかかる会社法学のゆえに、ミュンスタ

1の同教授のもとを訪れるわが国の研究者も少なくない。

さきにも比較的詳細に論評されたところであるが(桑田・比較法雑誌一〇巻一号八九頁以下)、一六章にわたる本書の内容は、排列の順序からして、第二章および第三章は、固有の「国際私法」領域に関するものであり、また、第四章から第三章までは、ほぼ、「国際経済法」——つまり、保護的または介入的な国内的経済法規の涉外的適用の問題、さらに、より包括的にいえば「国際行政法」——の部門に属し、最後に、第四章および第五章は、その基本において、「国際法」的な問題局面ということができよう。それ自体、巨大な問題複合体である法的課題としての多国籍企業問題に関するものであって、本書におけるように、単一の執筆者によるほとんど網羅的な叙述はおそらくほかに知られないところであろう。あらためて指摘するまでもなく、多国籍企業の成立を可能ならしめる法的手段は、国際会社法における「設立準拠法説」(Gründungstheorie)であり、さらに、そのための主要な経済的要因は、いわゆる「タックス・ヘイブン」(tax haven)の標語で代表される国際租税法的観点である。しかるに、上述のように、原著者はすぐれてこの両部門においての国際的に有名な比較法の専門家であり、したがって、本書は最適任者の手になったものといわねばならない。それにとどまらない。原著者は、おびただしい「補説部分」を加えることによって、この日本語版を最新の状態のものとされた。そのため、この日本語版は、まれな事例として、ドイツ語版よりもよりアップ・ツー・デートな、むしろ実質的にはその第二版をなすにいたっている。これら諸点によって、本書は、疑いもなく、わが国における問題討究のための集約的基盤を提供することになるであろう。

前述の「補説部分」に加えてさらにわざわざ「日本語版への序文」を寄せられるなど、この日本語版のために寄せられたグロスフェルト教授のなみなみならぬご理解は感銘にたえないところである。また、翻訳権そのものについても、さきに独自にそれを入手されていた「ベリカン社」からの好意的譲与の申し出をうけたのち、あらためて、Rowohlt社を経、権利者である Westdeutscher Verlag GmbH, Wiesbaden から許諾されたものである。山内助

教授苦心の訳業が活字になるためのかかる背景は、特記して、それぞれ関係各位に対して深甚な謝意が表されねばならないところである。

この訳書がわが国における問題討究の深化に寄与することを願ってやまない。

一九八二年五月一日

桑田三郎

日本語版への序文

多国籍企業は現代の法律学に対する挑戦である。日本および西ドイツの法律家にとって、ここに、特別な度合いにおいて、一つの協力の好機が到来しているのである。このことは、たんに産業国家——その生活水準は国際通商と国際投資とに依存している——としての両国の経済的利益状態が似ているという点においてのみではない。より重要なのは、前世紀末葉以降、われわれ両国の法文化の間において発展してきた多様な絆である。文化的に条件づけられた多くの相違があるにもかかわらず、なおかつ、われわれはかなりのものをも共有している。

この著者にとって、日本からの同僚を当地に客員としてお迎えできることは、つねづね大きな光榮であり、喜びである。活発な意見交換を通じてわれわれが学んだ点は、両国の歴史および特性に対する尊敬の念を深めたということである。

桑田教授と山内助教授のお骨折りで本書が日本語に移し換えられることは、著者にとってたいそう光榮なことである。両氏は、ドイツ語およびドイツ法に通じており、したがって、この翻訳は両氏においてもっともすぐれた方々の手に委ねられたことになる。そのご労苦に対して両氏に深甚な謝意を表するものである。著者は、補説部分を加えることによって、この日本語版を最新の状態のものとすることに努めた。それゆえ、この日本語版はドイツ語版に対して、いわば第二版を成している。

本書が日独両国の法律家間における意見交換の促進と両国民間における友好関係の強化に貢献することを望んでやまない。

原著者まえがき

本書の表題は、一方において——この双書の趣旨からして——本書が大学の授業時間割りのうえでどこに分類されるべきかを示唆し、他方でそうした時間割りの点からみて本質的な国際私法および国際経済法上の諸問題がどのような具体的対象について叙述されているかを示している。その場合、ここで行われる企図は、多国籍企業の法を体系的に叙述することでもなければ、ましてや、多国籍企業について適用されている西ドイツ法を叙述することでもない。むしろ、まず最初になされるのは、これまで自由な使用に供されてきた、法的な諸手段のたんなるふり分けにとどまる。ついで、国際私法および国際経済法における典型的な問題状況がいろいろな例について説明されよう。そして、さまざまな法秩序に基づく特徴的な解決の可能性が述べられるであろう。この著者にとっての問題は、より広範な読者に、ここで直面している諸問題に対する関心を喚起するとともに、各問題ごとにそれぞれの問題性を明確にし、あわせて、最初の入門的な指摘をすることにある。

本書に納められた諸資料は、主として、ゲッティンゲン、アメリカ合衆国のアナーバーおよびミュンスターの諸大学において一九六八年以降開催された多国籍企業の問題に関する著者のゼミナールの基礎とされたものである。その選択は、著者に用立てられた原典資料により影響を受けている。

本書刊行の準備段階で、精力的にかつ豊かな想像力をもってこの著者を支えられたのは、コルト・ヨアヒム・ハイゼ氏であった。多数の翻訳および陸続として出される文献の指摘は同氏によるものである。そして、クリスティーネ・フォスさんとマルゴット・シュミット夫人に対しては、草稿のタイプによる仕上げにあたって示された助力について感謝しなければならない。

目次

はしがき

日本語版への序文

原著者まえがき

第一章 序 論 1

第一節 概 説 1

第二節 受け入れ国における諸問題 4

一 概 説 4 二 諸事例 7

第三節 本国における諸問題 11

第四節 消極的および積極的な規律抵触 13

第五節 受け入れ国・本国間での抵触 14

第六節 叙述の進め方 14

第二章 伝統的規律方式 19

第一節 承認の問題（史的序説を兼ねて） 19

一 問題範囲 19 二 イギリス 20 三 アメリカ合衆国 22 四 ヨーロッパ大陸 25（1ベルギー 25）

2 フランス 30 3 ドイツ 31

第二節 会社設立の準拠法 34

一 問題提起 34 二 設立準拠法説 35 三 本拠地法説 39 四 ヨーロッパ経済共同体における展開 43

第三節 内部的関係の準拠法 46

一	アメリカ合衆国	46	(1 最近の展開	46	2 利益分析	50	3 連邦の立法者による介入	54	二	ヨーロッパ大陸	55
---	---------	----	----------	----	--------	----	---------------	----	---	---------	----

第四節 会社の外部的関係 56

第五節 外国法人の国内での営業活動（営業に対する許可） 58

一	営業法	58	二	登記法	61
---	-----	----	---	-----	----

第六節 特殊問題 62

一	リヒテンシュタイン会社	62	二	国際法上の未承認国の会社	67	(1 イギリス	67	2 アメリカ合衆国	69
3	ドイツ	73	三	外国国営企業	74				

第三章 国際的裁判管轄権 89

第一節	ドイツ	91
-----	-----	----

第二節	アメリカ合衆国	92
-----	---------	----

第四章 管理説 99

第一節	諸基礎	99
-----	-----	----

一	法理論的にみた起点的状況	99	二	歴史	101
---	--------------	----	---	----	-----

第二節	個別的適用例	103
-----	--------	-----

一	受け入れ国による適用	103	二	本国による適用	106
---	------------	-----	---	---------	-----

第五章 投資および通商の規制 109

第一節	投資の規制	109
-----	-------	-----

一	ドイツ	109	二	フランス	111	三	カナダ	112	四	社会主義諸国	113	五	アメリカ合衆国	114
---	-----	-----	---	------	-----	---	-----	-----	---	--------	-----	---	---------	-----

第二節 対敵取引規制法	115
一 起点的状況	115
二 フランス	115
三 カナダ	117
四 ドイツ	118
第六章 補論…外国公法の適用	121
第一節 基本原則	121
一 ドイツ	122
二 イギリス	126
三 アメリカ合衆国	127
第二節 通貨法	128
第七章 国際競争制限法	133
第一節 競争制限法が領域を越えて及ぶ範囲	135
一 原則	135
二 アメリカ合衆国	136
三 ヨーロッパ大陸	138
四 国際的抗議	141
五 論議の状況	142
六 条約による解決の試み	144
第二節 コンツェルン形成と企業合同	145
一 アメリカ合衆国	145
二 ヨーロッパ経済共同体	146
第三節 輸出カルテル	148
第四節 交錯および抵触状態	150
一 二重の制裁	150
二 相互に矛盾した命令	154
(1 諸事例	154
2 解決の試み	157)
第八章 国際投資者保護法	163
第一節 投資者保護法	163
第二節 投資者保護法が領域を越えて及ぶ範囲	165

第九章 国際コンツェルン法 173

第一節 コンツェルン法 173

第二節 抵触法の問題提起 176

- 一 ドイツ 177
- 二 アメリカ合衆国 181

第三節 国際的企業合同 183

- 一 問題提起 183
- 二 実務における解決の試み 185

第一〇章 労働法と共同決定 195

第一節 労働契約法 195

- 一 抵触法の基本原則 195
- 二 当事者自治に基づく法選択 197
- 三 「異国の」法の回避 199
- 四 会社準拠法への連結か 203
 - (1 総説 203
 - 2 「便宜置籍」船 206
- 五 抵触状態 208
- 六 ヨーロッパ経 210

第二節 共同決定の問題 212

- 一 総説 212
- 二 ヨーロッパ経済共同体における展開 213

第十一章 国際租税法 219

第一節 諸基礎 219

- 一 無制限納税義務と制限的納税義務 219
- 二 事業所概念 221

第二節 二重課税の回避 223

- 一 国内の対外租税法 223
- 二 二重課税防止協定 224

第三節 利益配当 225

第四節 給付交換の審査(適正処理(dealing at arm's length)) 226

一 総説 226 二 二重課税防止協定 228

第五節 拠点企業 230

一 納税能力 230 (1 国際私法と国際租税法 230 2 経済的考察方法 233 3 形成可能性の濫用 235)

二 国内における事業指揮機関 236 三 個々の取引事象の検討 238 (1 オアシス通達 239 2 個別的事例 241)

四 加算課税 245 五 二重課税防止協定の悪用 247

第二章 外国における事情説明 255

第一節 概説 255

一 諸困難 255 二 司法共助と行政共助 256 三 協力義務の増大 259

第二節 外国の情報提供禁止 260

一 問題状況 260 二 解決の試み 261

第三章 国際収用法 267

第一節 属地主義 268

第二節 適正な補償を欠く収用 270

一 アメリカ合衆国 270 ニ ドイツ 274 (1 インドネシアのたばこ紛争 274 2 チリの銅紛争 278)

第三節 分裂会社の問題 280

第四節 ツァイス事件 286

第五節 収用の概念について 289

第十四章 海外投資の保護 295

第一節 外交的保護 295

一 諸基礎 295 二 バルセロナ・トラクシオン事件 296

三 カルヴォ主義 298

第二節 国際協定 298

第三節 投資保護協定（投資促進条約） 300

第五章 国際会社 303

第一節 基本的モデル 303

一 ヨーロッパにおける起源 303 二 ヨーロッパ経済共同体における展開 307 三 その他の個別的事例 308

第二節 ヨーロッパ株式会社 (Societas Europaea) 309

一 基本構想 310 二 個別的規定 315

第十六章 結論・解決策の探求 321

第一節 起点的状況 321

第二節 諸傾向 322

第三節 国際的規制か 323

一 国際的行動綱領 324 二 国際協定 328

文献目録 331 略語表 355 附表 363 訳者あとがき 367

索引

第一章 序 論

第一節 概 説

多国籍企業とは、中央から統轄された子会社または営業所を通じて多数の国において活動する企業をいう⁽¹⁾。この定義は、ドイツ企業および外国企業を包含してはいるが、しかし、外国に営業所しか有していない企業、および投資目的のためにのみ外国会社の持ち分を有する企業を除外している。さらにいえば、事業活動を主要な部分において本国以外で展開している企業のみが多国籍企業とみなされるべきであろう⁽²⁾。多国籍企業という概念と混同されてはならないのが、「国際」会社とか「超国家的」会社という概念である。国際会社とはその成立を二国間または多国間の国際法上の条約に負っているものをいう⁽³⁾。

多国籍企業は、今世紀に入る前にすでに存在していたが、しかし、それが固有の意味を始めて獲得したのは、第二次世界大戦後のことであった。今日では、多国籍企業は、世界の国民総生産の約六分の一を司っている。一九八〇年代のはばなかばには、わずか三〇〇の企業のみで世界の商品および労務給付の半分以上を創出するものと思われる⁽⁴⁾。これら大企業のうちの上位二〇〇社は、今日すでに一〇億ドル以上の年間売り上げ高を達成している。多くの多国籍企業は、経済的にみると大多数の国家よりもずっと強力である。最大級の多国籍企業一〇社が上げたそれぞれの付加価値生産は、一九七一年には三〇億ドルを越えた——これは八〇を越える国々の国民総生産よりもまだ多い。たとえ

元連邦大臣シラーは、つぎのように述べている。

多国籍企業は、世界的規模での錯綜した経済の中でなにもにも妨げられずに投資活動を行うことにより、技術的進歩を促進し、国際的分業を強め、その結果、世界における経済成長といよいよ高まりつつある繁栄とに対して決定的に貢献している。資本、技術的知識、研究成果、経営方法、そして指導者・専門家、これらの国際交流が行われるにつれて、国内競争および国際競争がいちだんと激化し、社会構造上の適応が促進されるだけでなく、国内の諸問題、国内の特殊性および国家間の関連性についての新しい優れた知識も伝えられてきている。と同時に、多国籍企業、そしてそれが行う外国への直接投資は、あまり工業化されていない国々においても、これらの国が自力救済するのを助けるために、さらに重要な貢献をすることができるのである(9)。

これと比較されるのが、バルセロナ・トラクション事件(これについては、後述二九六頁以下)におけるハーグの国際司法裁判所判決に付されたネルヴォ裁判官の特別意見にみられるつぎのような論述である。

強大な国際会社の活動領域と増大しつつあるその活動力とは、多くの発展途上国において天然資源の擄取へと転化してしまっている。すなわち、これらの会社は発展途上国における多くの公役務を規制しているのである。その限りにおいて、領域国家は——みずから主権を有しているにもかかわらず——下位に立たされている。すなわち、国家法の遵守を求める領域国家の権利が現に侵害され、そしてかかる権利行使の可能性についても疑いが持たれているのである(10)。

多国籍企業は、世界戦略を展開させ、国境を越えることができるという点において、とくに際立っている。そして、このことを通して現われてくる諸問題は、ここ数年来、ますます尖鋭化してきているように思われる(11)。けれども、多国籍企業についての統一的概念は存在しないので、これらの問題もまた企業の構造や活動が異なるのに応じて、違った形で現われている。それと同じように、これに対する反応も、各国の意見形成階層がどのように強くこの点を自覚しているか、そして、どのような政治的、経済的、文化的な見解がそれぞれの国で優勢であるかによって国ごとに異なってくる可能性がある。こういった軋軋は、個々の経済領域ではさらに激しいものとなりうるのである。